

社会人または 社会人経験のある方へ

教育訓練給付制度
[一般教育訓練]により



10万円

支給されます

大阪保健医療大学 大学院 (運動器疾患・スポーツ傷害身体障害支援学領域 / 認知・コミュニケーション障害支援学領域 / 健康生活支援学領域) は厚生労働省より「一般教育訓練講座」の指定を受けています。

教育訓練給付制度 (一般教育訓練) とは？

一定の条件を満たすことで、教育訓練経費 (入学金・受講料) の **20%** (最大1年分で上限 **10万円**) 相当が支給される制度です。

働く方の主体的な能力開発の取り組みや中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険の給付制度です。本大学院の運動器疾患・スポーツ傷害身体障害支援学領域あるいは認知・コミュニケーション障害支援学領域を修了し、かつ支給対象者の資格を満たしている方が、一般教育訓練給付金を請求することができます。

対象となる人は？

受講開始日現在で雇用保険の支給要件期間が**3年以上** (初めて支給を受けようとする方については、**当分の間、1年以上**) あること、受講開始日時点で被保険者 (※1) でない方は、被保険者資格を喪失した日 (離職日の翌日) 以降、受講開始日までが**1年以内** (適用対象期間の延長が行われた場合は最大**20年以内**) であること、前回の教育訓練給付金受給から今回受講開始日前までに**3年以上** (※2) 経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の被保険者 (在職者) 又は被保険者であった方 (離職者) が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給。

※1 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、この項目において同じです。

※2 平成26年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合はこの取扱は適用されません。

支払い条件は？

所定の2年間で大学院の指定講座を修了し、修士の学位を取得すること。

支払額は？

一般教育訓練給付金の上限額である**10万円**を受け取ることができます。

給付を受け取るための流れ

これまでの雇用保険による給付状況や諸条件により、受給できない場合がありますので、最寄りのハローワークで、給付できるか必ずご確認ください。

申込期日は1ヶ月以内

受講終了日の翌日から1ヶ月以内にハローワークに行き申請をしてください。



本学は公益財団法人
日本高等教育評価機構による
大学機関別認証評価で
適合の認定を受けています

※ 詳しくは各自、ハローワークに
ご確認ください。

<https://www.hellowork.go.jp/>

[社会人のための夜間大学院]

医療・福祉・スポーツをリハビリテーションで支える

大阪保健医療大学大学院

保健医療学研究科・保健医療学専攻 [生活機能支援学分野]

- 脳神経疾患身体障害支援学領域「職業実践力育成プログラム」(BP) 認定講座
- 運動器疾患・スポーツ傷害身体障害支援学領域 (一般教育訓練指定講座)
- 認知・コミュニケーション障害支援学領域 (一般教育訓練指定講座)
- 健康生活支援学領域 (一般教育訓練指定講座)